

港区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則を公布する。

平成二十四年三月二十三日

港区長 武井雅昭

港区規則第十七号

港区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、港区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成二十四年港区条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可に係る申請事項等)

第二条 条例第四条第一項の区規則で定める申請書は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書（第一号様式）によるものとする。

一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 墓地等の名称

三 墓地等の所在地並びに敷地の地目及び面積

四 墓地にあつては、墳墓を設ける区域の面積

- 五 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の建築面積及び延床面積
 - 六 墓地等の構造設備の概要
 - 七 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 墓地等の管理者の住所、氏名及び生年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 墓地等の周囲三百メートル以内存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
 - 二 墓地にあつては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
 - 三 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその付属施設の設計図並びに建設に関する計画書
 - 四 許可の申請に係る詳細な理由書
 - 五 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）による地図等
 - 六 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
 - 七 申請をしようとする者が地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し

八 申請をしようとする者が宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による宗教法人

（以下「宗教法人」という。）である場合には、同法第十二条第一項の規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの）、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第二十五条第一項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類

九 申請をしようとする者が宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類

十 申請をしようとする者が宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書

十一 申請をしようとする者が公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録

3 区長は、条例第四条第一項の規定により許可をしたときは、申請した者に対し経営許可書（第二号様式）を交付し、墓地にあつては墓地台帳（第三号様式）、納骨堂にあつては納骨堂台帳（第四号様式）、火葬場にあつては火葬場台帳（第五号様式）に記載するものとする。（変更許可に係る申請事項等）

第三条 条例第四条第二項の区規則で定める事項で変更に係るものは、次に掲げる事項とし、申請書は、墓地等変更許可申請書（第六号様式）によるものとする。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
 - 二 墓地等の名称
 - 三 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の変更にあつては、拡張し、又は縮小する区域の所在地、地目及び面積
 - 四 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要
 - 五 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日
- 2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 3 区長は、条例第四条第二項の規定により変更の許可をしたときは、申請した者に対し変更許可書（第七号様式）を交付し、前条第三項に規定する台帳に記載するものとする。
（廃止許可に係る申請事項等）
- 第四条 条例第四条第二項の区規則で定める事項で廃止に係るものは、第二条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（墓地等の敷地の地目を除く。）とし、申請書は、墓地等廃止許可申請書（第八号様式）によるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 墓地又は納骨堂にあつては、改葬に関する計画書
 - 二 当該廃止に係る第二条第二項第四号及び第八号又は第十一号に掲げる書類
 - 3 区長は、条例第四条第二項の規定により廃止の許可をしたときは、申請をした者に対し廃

止許可書（第九号様式）を交付するものとする。

（みなし許可に係る届出事項等）

第五条 条例第五条の規定によるみなし許可に係る届出は、次に掲げる事項を記載したみなし許可に係る届出書（第十号様式）の提出によらなければならない。

一 届出をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名（個人が届出をしようとする場合にあつては、届出をしようとする者の住所、氏名及び生年月日）

二 墓地又は火葬場の名称

三 墓地又は火葬場の所在地

四 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の区分

五 墓地又は火葬場の敷地の面積

六 事業の名称

七 事業の認可又は承認の年月日及び番号

八 事業の概要

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業の認可書又は承認書の写し

二 事業計画書等の写し

三 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類

四 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、構造設備の概要

3 区長は、条例第五条の規定による届出を受けたときは、第二条第三項に規定する台帳に記載するものとする。

(墓地等の構造設備基準)

第六条 条例第七条第一項第四号本文の区規則で定める駐車台数は、墳墓の区画数の二パーセント以上とする。

2 条例第七条第一項第五号本文の区規則で定める基準は、墓地の敷地の総面積に占める緑地の割合が十五パーセント以上あるものとする。

3 条例第九条第一項第八号本文の区規則で定める駐車台数は、納骨区画数の〇・一パーセントに一を加えた数以上とする。

4 条例第十一条第一項第九号の区規則で定める駐車台数は、火葬炉の基数に四を乗じて得た数以上とする。

(土葬禁止地域の指定)

第七条 条例第十四条第一項の規定により区長が指定する土葬を禁止する地域は、区内全域とする。

(土葬許可に係る申請事項等)

第八条 条例第十四条第二項ただし書の規定により土葬を行おうとする墓地の経営者は、次に

掲げる事項を記載した土葬許可申請書（第十一号様式）を提出し、区長の許可を受けなければならぬ。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 死亡者の住所、氏名及び死亡年月日
- 三 墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係
- 四 土葬を行う墓地の名称及び所在地
- 五 土葬を行う理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土葬を行う墓地の周囲二百メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置を示した見取図

二 土葬を行う墳墓の位置を示した図面

3 区長は、条例第十四条第二項ただし書の規定により許可をしたときは、申請した者に対し土葬許可書（第十二号様式）を交付するものとする。

（標識の様式）

第九条 条例第十六条第一項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は、第十三号様式による。

（標識の設置場所等）

第十条 標識は、建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね一メートルとなるように設置し、標識の大きさは、縦横〇・九メートル四方以上とする。

(標識の設置期間)

第十一条 標識の設置期間は、条例第四条の規定による申請をしようとする日の少なくとも九日前から工事の完了する日までの間とする。

(標識設置の届出)

第十二条 条例第十六条第一項の申請予定者(以下「申請予定者」という。)は、同項の標識を設置した場合には、速やかに区長に標識に掲示した事項を標識設置届(第十四号様式)により届け出なければならぬ。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 案内図

二 標識設置位置図

三 標識設置状況を撮影した写真

3 申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、当該標識の記載事項がその期間中鮮明であるよう維持管理しなければならない。

4 申請予定者は、墓地等の計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、標識記載事項変更届(第十五号様式)によりその旨を届け出なければならない。

(説明等)

第十三条 条例第十七条第一項の規定による説明は、条例第四条第一項に規定する墓地等の経営許可の申請（以下「墓地等経営許可申請」という。）又は同条第二項に規定する墓地等の変更許可の申請（以下「墓地等変更許可申請」という。）を行おうとする日の六十日前までに、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請予定者
 - 二 墓地等の名称
 - 三 墓地等の所在地
 - 四 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備の概要
 - 五 墓地等の維持管理の方法
 - 六 墓地等の工事着手及び完了の予定年月日
 - 七 墓地等の工事の方法
 - 八 条例第十八条第一項に基づく意見の申出の方法
- 2 申請予定者は、条例第十七条第一項の規定による説明を行ったときは、次に掲げる事項を記載した説明会等報告書（第十六号様式）を区長に提出しなければならない。
- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号
 - 二 墓地等の名称

- 三 墓地等の所在地
- 四 説明した日時、場所及び方法
- 五 説明者の氏名
- 六 説明の概要
- 七 隣接住民等の意見
- 3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 説明等で使用した資料
 - 二 隣接住民等の名簿
 - 三 説明を受けた者の名簿
 - 四 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等
(意見の申出)

第十四条 条例第十八条第一項の意見の申出の期間は、墓地等経営許可申請又は墓地等変更許可申請を行おうとする日の三十日前までとする。

2 隣接住民等は、意見の申出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書類を区長に提出するものとする。

- 一 申出者の氏名、住所及び連絡先
- 二 申出の対象となる墓地等の名称、建設予定地の所在地及び申請予定法人の名称

三 申出年月日

四 意見

(指導に基づく協議の報告)

第十五条 条例第十八条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した協議結果報告書(第十七号様式)を速やかに区長に提出することによらなければならない。

一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号

二 墓地等の名称

三 墓地等の建設予定地の所在地

四 協議した日時及び場所

五 協議の内容

六 協議の結果

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 協議に使用した資料

二 協議者の名簿

三 協定等を締結した場合には、協定書等の写し

(公表)

第十六条 条例第十九条の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる事項を港

区公報に登載する等区民に広く周知する方法により行うものとする。

一 指導に従わなかった法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 指導の内容

(意見陳述の機会の付与)

第十七条 区長は、条例第十九条の規定による公表をしようとする場合には、条例第十六条第二項、第十七条第二項又は第十八条第一項の規定による指導を受けた者（以下「指導を受けた者」という。）に対し、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

2 前項の意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、区長が口頭であることを認めた場合を除き、指導を受けた者が意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

3 区長は、指導を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該指導を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする内容

二 公表の根拠となる条例の条項

三 公表の原因となる事実

四 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会を与える場合には、その旨並

びに出頭すべき日時及び場所)

4 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない事情のある場合には、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出るることができる。

5 区長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

6 区長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

7 区長は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、公表をすることができる。

(工事完了届)

第十八条 条例第二十条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した工事完了届(第十八号様式)によらなければならない。

一 法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 墓地等の名称

三 墓地等の所在地

四 工事の完了年月日

五 墓地等の敷地の面積

(申請事項の変更届)

第十九条 条例第二十一条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した申請事項変更届(第十九号様式)によらなければならない。

一 届出をしようとする法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 墓地等の名称

三 墓地等の所在地

四 変更事項

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則(昭和六十年東京都規則第十七号。以下「都規則」という。)の規定によりなされている申請、届出その他の手続については、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に都規則第二号様式から第四号様式までの様式により存する台帳は、それぞれこの規則の第二号様式から第四号様式までの様式による台帳とみなす。

年 月 日

(宛先) 港区長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

㊟

電 話 番 号 ()

墓地等経営許可申請書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり

{ 墓地
納骨堂 } の経営の許可を受けたいので、申請します。
火葬場

記

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地及び敷地の地目

3 墓地等の敷地の面積 平方メートル

4 墓地にあつては墳墓を設ける区域の面積 平方メートル
納骨堂又は火葬場にあつては、施設の建築面積 平方メートル
及び延床面積

5 墓地等の構造設備の概要

6 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日

7 墓地等の管理者 住 所
氏 名 年 月 日生

添付書類 裏面のとおり

添付書類

- (1) 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- (2) 墓地にあつては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
- (3) 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその付属施設の設計図並びに建設に関する計画書
- (4) 許可の申請に係る詳細な理由書
- (5) 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法による地図等
- (6) 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
- (7) 地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- (8) 宗教法人法による宗教法人である場合には、同法第12条の規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの）、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
- (9) 宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類
- (10) 宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書
- (11) 公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録

第 号

経営許可書

事務所所在地

法人の名称

年 月 日付けで申請のあった { 墓地
納骨堂 } の経営については、
港区墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり
許可します。

年 月 日

港区長



記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地面積 平方メートル
- 4 墳墓区域面積又は 平方メートル
建築面積及び延床面積 平方メートル、 平方メートル
- 5 条 件

この決定についての不服申立て及び訴訟の提起については、裏面「教示」のとおりです。

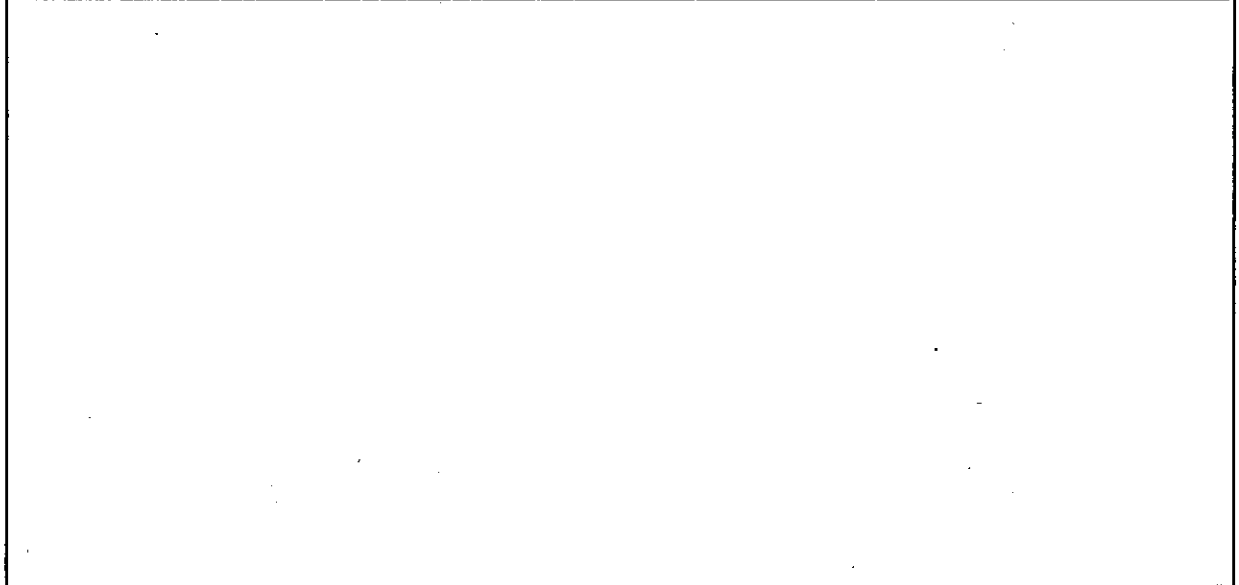
(裏)

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、港区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

建物及び付属施設の略図



構造設備の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート・鉄骨・その他・()、地上 階、地下 階					
建物の材料	外 壁		屋 根		壁	
	床 面	コンクリート・タイル・石・その他 ()			柱	
	設 備	火気使用 (有 ・ 無) 、 材 質 ()				
換気設備	有 ・ 無 、 種 類 (第1種 ・ 第2種 ・ 第3種)					
納骨装置	施 錠 装 置 (有 ・ 無)		駐 車 場		台	

備 考

(裏)

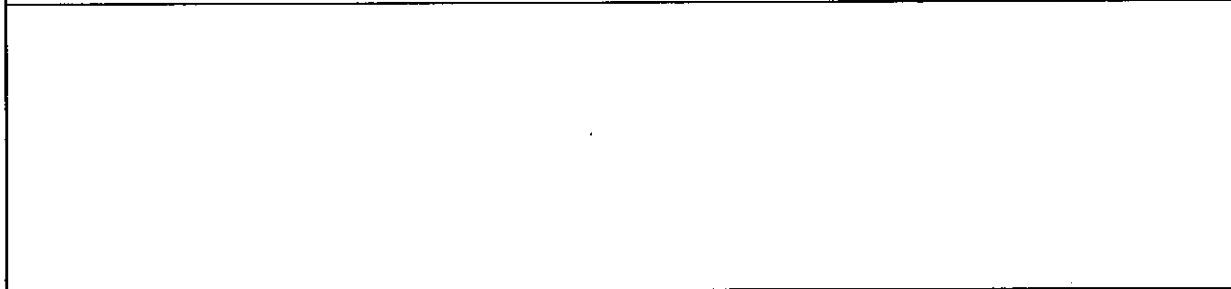
建物及び附属施設の略図



構造設備の概要

境界	障壁 (材料 高さ m)、垣根 (種類)					
防じん・防臭装置						
収骨室	室、計 m ²					
遺体保管室	体、 m ²					
収骨容器等保管施設	材質		規模	縦 m×横 m×高さ m		
残灰庫	材質		規模	縦 m×横 m×高さ m		
待合室	室、収容定員 人			駐車場		
便所	か所	男子用	大便器	個	女子用	個
			小便器	個		

備考



年 月 日

(宛先) 港区長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

印

電 話 番 号 ()

墓地等変更許可申請書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり

{ 墓 地 }
{ 納骨堂 } の変更の許可を受けたいので、申請します。
{ 火葬場 }

記

1 墓地等の名称

2 変更事項

(1) 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の変更にあつては、拡張し、又は縮小する区域の所在地

(2) 地目及び面積 平方メートル

(3) 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要

3 工事の着手及び完了の予定年月日

添付書類 裏面のとおり

添付書類一覧

- (1) 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- (2) 墓地にあつては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
- (3) 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその付属施設の設計図並びに建設に関する計画書
- (4) 許可の申請に係る詳細な理由書
- (5) 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法による地図等
- (6) 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
- (7) 地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- (8) 宗教法人法による宗教法人である場合には、同法第12条の規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの）、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
- (9) 宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類
- (10) 宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書
- (11) 公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録

第 号

変更許可書

事務所所在地
法人の名称

年 月 日付けで申請のあった { 墓 地
納骨堂 } の変更については、港区墓地等の
火葬場
経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

港区長



記

- 1 墓地等の名称
- 2 変更事項
- 3 条 件

この決定についての不服申立て及び訴訟の提起については、裏面「教示」のとおりです。

(裏)

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、港区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

（宛先） 港区長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

㊟

電 話 番 号 （ ）

墓地等廃止許可申請書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり

{ 墓 地
納骨堂 } の廃止の許可を受けたいので、申請します。
火葬場

記

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地

3 墓地等の敷地の面積

平方メートル

添付書類

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬に関する計画書
- (2) 許可の申請に係る詳細な理由書
- (3) 宗教法人法による宗教法人である場合には、同法第12条の規則（公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの）、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第25条第1項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録

第 号

廃止許可書

事務所所在地

法人の名称

年 月 日付で申請のあった { 墓地
納骨堂
火葬場 } の廃止については、

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり

許可します。

年 月 日

港区長



記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地面積 平方メートル
- 4 墳墓区域面積又は 平方メートル
 建築面積及び延床面積 平方メートル、 平方メートル
- 5 条 件

この決定についての不服申立て及び訴訟の提起については、裏面「教示」のとおりです。

(裏)

[教示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、港区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

(宛先) 港区長

届出者事務所所在地
法人名称
代表者氏名 (印)
電話番号 ()

みなし許可に係る届出書

下記のとおり { 都市計画法第59条の規定による都市計画事業
土地区画整理法の規定による土地区画整理事業
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
の規定による住宅街区整備事業 } の { 認可
承認 } があつたので、港区墓地等の経営の
許可等に関する条例第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 墓地又は火葬場の名称
- 2 墓地又は火葬場の所在地
- 3 届出の区分 { 墓地 } の { 新 設
変更 (拡張・縮小)
廃 止 } { 火葬場 }
- 4 事業の名称
- 5 事業の認可又は承認の年月日及び番号
- 6 事業の概要
- 7 墓地又は火葬場の敷地の面積 平方メートル

添付書類

- (1) 事業の認可書又は承認書の写し
- (2) 事業計画書等の写し
- (3) 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類
- (4) 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、構造設備の概要

年 月 日

（宛先） 港区長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

印

電 話 番 号 ()

土葬許可申請書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第2項ただし書の規定に基づき、
下記のとおり土葬の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 死亡者 住 所
氏 名
死亡年月日
- 2 墓地使用者 住 所
氏 名
死亡者との関係
- 3 土葬を行う墓地の名称
- 4 土葬を行う墓地の所在地
- 5 土葬を行う理由

添付書類

- (1) 土葬を行う墓地の周囲200メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置を示した見取図
- (2) 土葬を行う墳墓の位置を示した図面

土葬許可書

事務所所在地

法人の名称

年 月 日付けで申請のあった土葬については、港区墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第2項ただし書の規定に基づき、下記のとおり許可します。

年 月 日

港区長



記

- 1 死亡者の氏名
- 2 墓地使用者 住所
氏名
- 3 墓地の名称
- 4 墓地の所在地

年 月 日

(宛先) 港区長

事務所所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号 () ㊞

標識設置届

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第16条第1項の規定により { 墓地
納骨堂
火葬場 }

の計画に係る標識を設置したので、届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 計画地の所在地
- 3 墓地・納骨堂・火葬場の計画概要
敷地面積
建築面積
延床面積 階数 地上 階、地下 階
構造設備の概要(区画数等)
- 4 墓地等経営許可申請予定 年 月 日
着工予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 5 標識の設置 年 月 日
- 6 計画についての問合せ先
担当者
電話番号 ()

添付書類

- (1) 案内図
- (2) 標識設置位置図
- (3) 標識設置状況を撮影した写真

年 月 日

（宛先） 港区長

事務所所在地

法人の名称

代表者の氏名

印

電話番号 ()

標識記載事項変更届

下記のとおり標識記載事項を変更したので、港区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第12条第4項の規定により届け出ます。

記

1 墓地等の名称

2 計画地の所在地

3 変更事項

旧

新

4 標識記載事項を変更した日 年 月 日

添付書類

変更後の標識を撮影した写真

年 月 日

（宛先） 港区長

事務所所在地

法人の名称

代表者の氏名

㊟

電話番号 ()

説明会等報告書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第17条第1項の規定により説明を行ったので、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 計画地の所在地
- 3 説明した日時、場所及び方法
- 4 説明者の氏名
- 5 説明の概要
- 6 隣接住民等の意見

添付書類

- (1) 説明等で使用した資料
- (2) 隣接住民等の名簿
- (3) 説明を受けた者の名簿
- (4) 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等

年 月 日

（宛先） 港区長

事務所所在地

法人の名称

代表者の氏名

印

電話番号 ()

協議結果報告書

港区墓地等の経営の許可等に関する条例第18条第2項の規定により、説明を行ったので
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の建設予定地の所在地
- 3 協議した日時及び場所
- 4 協議の内容
- 5 協議の結果

添付書類

- (1) 協議に使用した資料
- (2) 協議者の名簿
- (3) 協議等を締結した場合には、協定書等の写し

年 月 日

(宛先) 港区長

申請者事務所所在地

法 人 名 称

代 表 者 氏 名

Ⓜ

電 話 番 号 ()

工事完了届

年 月 日付 第 号で許可申請を行った下記墓地等は、
年 月 日に工事が完了しましたので、港区墓地等の経営の許可等に関する
条例第20条の規定により届け出ます。

記

1 墓地等の名称

2 墓地等の所在地

3 工事の完了年月日

4 墓地等の敷地面積

平方メートル

年 月 日

(宛先) 港区長

届出者事務所所在地
法 人 名 称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号 ()

申請事項変更届

年 月 日付 第 号により許可を受けた下記の

墓地等について申請事項を変更するので、届け出ます。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 変更事項